

# 資料 2

外国人住民に係る  
住民基本台帳  
システムの改修に  
ついて

# 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月15日公布)

## <改正概要>

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。 (施行期日：入管法等改正法の施行日(公布後3年以内の政令で定める日))
  - 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
  - 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。 (施行期日：公布後3年以内の政令で定める日)
  - 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
  - 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ ①に関して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

## 【外国人住民関係の改正内容】

### 住民票を作成する対象者

・ 中長期在留者 (在留カード交付対象者)、特別永住者 等

### 住民票の記載事項

・ 氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

### 法務大臣からの通知

・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

### その他

・ 外国人と日本人で構成する一の世帯 (複数国籍世帯) の正確な把握が可能  
・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用 1

# 住民票イメージ（日本人の場合）

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

## 住 民 票

氏 名	総務 一郎	生年月日	昭和18年 2月 1日	性別	男 女	住民票コード	135.....246
住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション101号					住民となった年月日	平成21年 4月 1日
前住所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入					平成21年 4月 3日 届出	
世帯主の氏名	総務 一郎	世帯主との続柄	本人				
本 籍	東京都港区六本木1丁目2番地3号					筆頭者	総務 太郎
備 考							

塗りつぶし  
→外国人住民には適用されない記載事項

### 選挙人名簿

登録	○
----	---

### 国民健康保険

資格取得	資格喪失	
平成21年 4月 1日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

### 後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 介護保険

資格取得	資格喪失
平成21年 4月 1日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 国民年金

記号	番号		
資格得喪・種別変更			
年 月 日	得・種変・喪	1・任	
年 月 日	得・種変・喪	1・任	

### 児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

# 外国人住民に係る住民票イメージ

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

## 住 民 票

① 氏 名	KIM EUNHEE	② 生年月日	1960年 7月 8日	③ 性別	男 女	住民票コード	123.....456
④ 住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション202号				⑤ 外国人住民 となった年月日	平成21年 4月 1日	
⑥ 前 住 所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入				平成21年 4月 3日 届出		
世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続 柄	妻	国 籍 等	韓国	塗りつぶし →外国人住民特有の 記載事項	
第30条の45 に規定する 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 中長期在留者 <input type="checkbox"/> 特別永住者 <input type="checkbox"/> 一時庇護許可者・仮滞在許可者 <input type="checkbox"/> 経過滞在者(出生・国籍喪失)		在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号	.....
			在留期間等	3年	在留期間等 の満了の日	2012年 3月29日	
備 考	○閲覧制度：日本人と同様に、①～④の4情報のみ開示 ○交付制度：日本人と同様に、原則として①～⑥の6情報（基礎証明事項）を開示 ※ 本人からの特別の請求がある場合等は、基礎証明事項以外の事項（世帯情報や国籍等）についても記載して交付することが可能。						

### 国民健康保険

資格取得	資格喪失	
平成21年 4月 1日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

### 後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 介護保険

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 国民年金

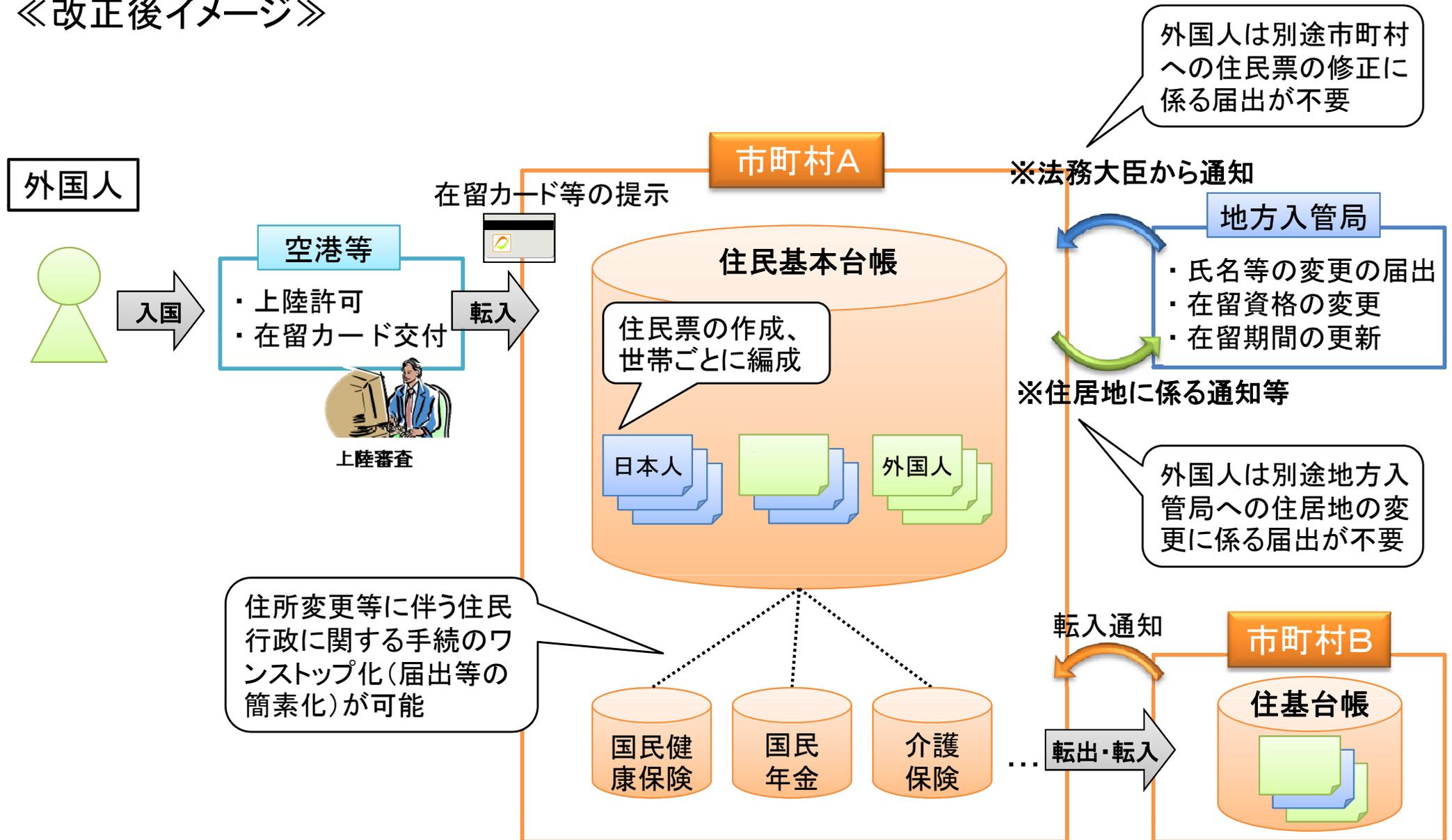
記号 2468	番号 113355
資格得喪・種別変更	
平成21年 4月 1日	①・任 得・種変・喪
年 月 日	1・任 得・種変・喪

### 児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

# 外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

《改正後イメージ》





## 趣旨

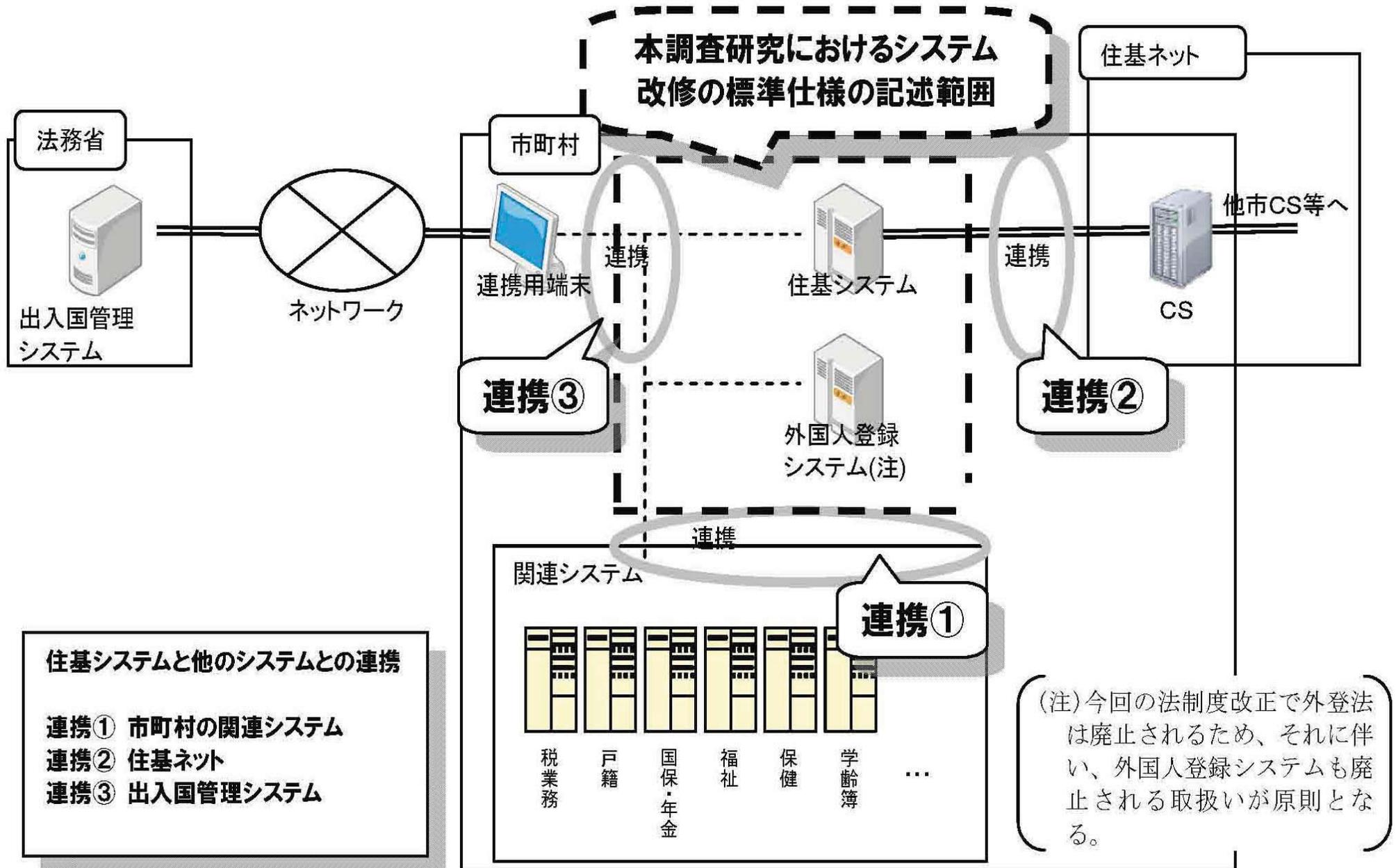
外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える住民基本台帳法改正に伴う、市町村の業務・システムの移行が円滑に行われるよう、市町村の実情に応じた対応指針となる標準仕様書や移行方法検討報告書等を作成する。

## 目次と概要

- |                           |                                                              |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 本報告の趣旨                  | (1・2) 調査研究の趣旨及び改正住基法のポイントについて整理                              |
| 2 法制度改正の概要                |                                                              |
| 3 法制度改正が業務・システムに与える影響の全体像 | (3) 法制度改正後の住基業務フローや仮住民票作成の業務フロー及び住基システムなどのシステムへの影響について全体像を俯瞰 |
| 4 市町村のシステムの実態             | (4) 市町村のシステムの実態に応じて改修、移行負荷が異なることを想定し、各市町村のシステムについて調査を行い類型化   |
| 5 市町村における移行スケジュールの検討      | (5) 市町村が移行方針を検討するに当たり、システム改修やデータ移行に係る移行プロセスの流れについて、留意点を整理    |
| 6 市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様   | (6) 住基システムの改修に係る標準的な機能と類型ごとの留意点を整理                           |
| 7 市町村の実情に応じた移行方法等         | (7) 新制度へのデータ移行等の方法と類型ごとその他の留意点を整理                            |
| 8 法制度改正に伴う窓口業務への影響と対応     | (8) 法制度改正に伴う窓口業務の見直しに関する留意点と関連する調査結果を整理                      |

(参考) 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件

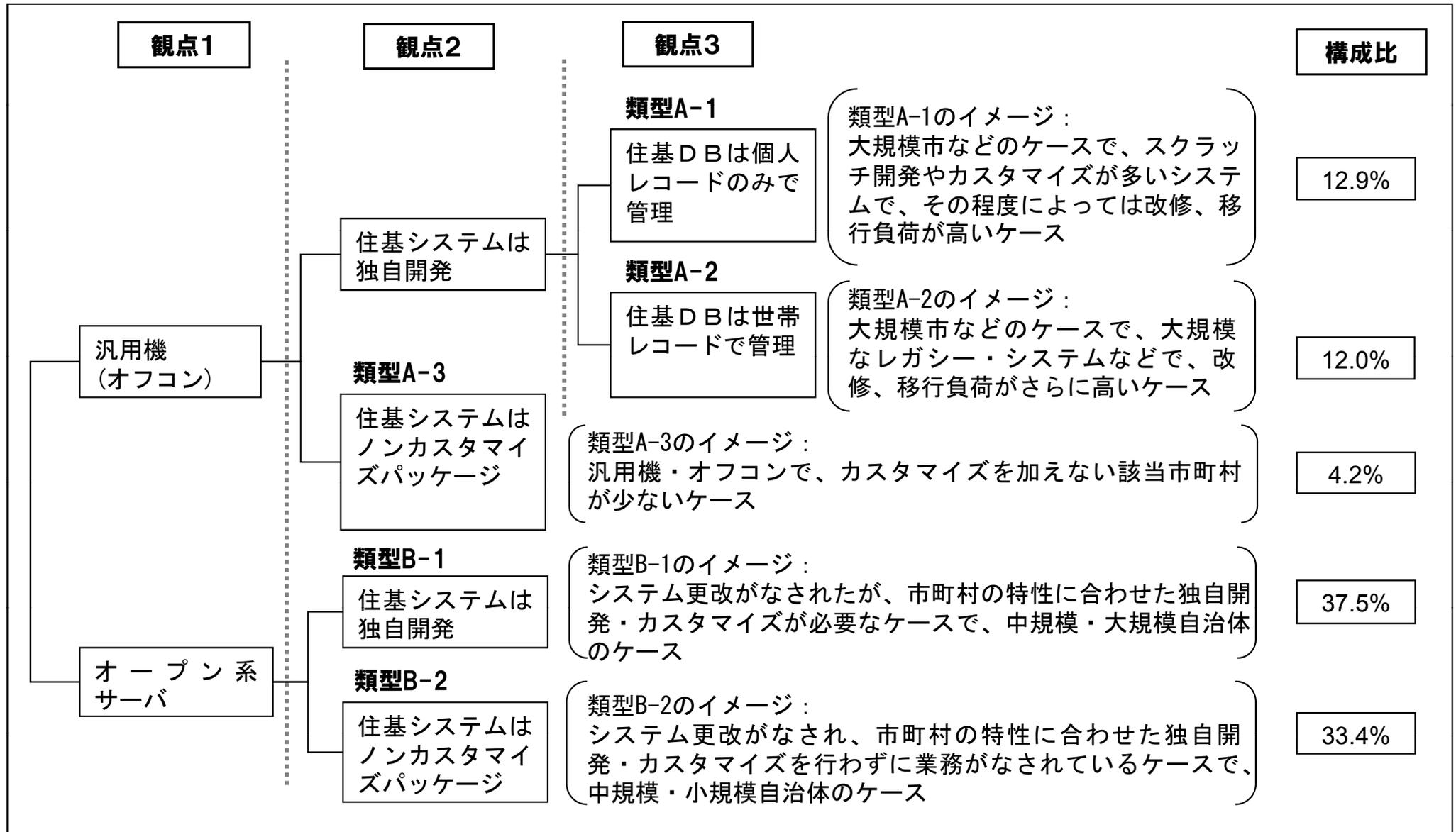
# 改修の標準仕様の記述範囲



# 市町村のシステムの実態（１）

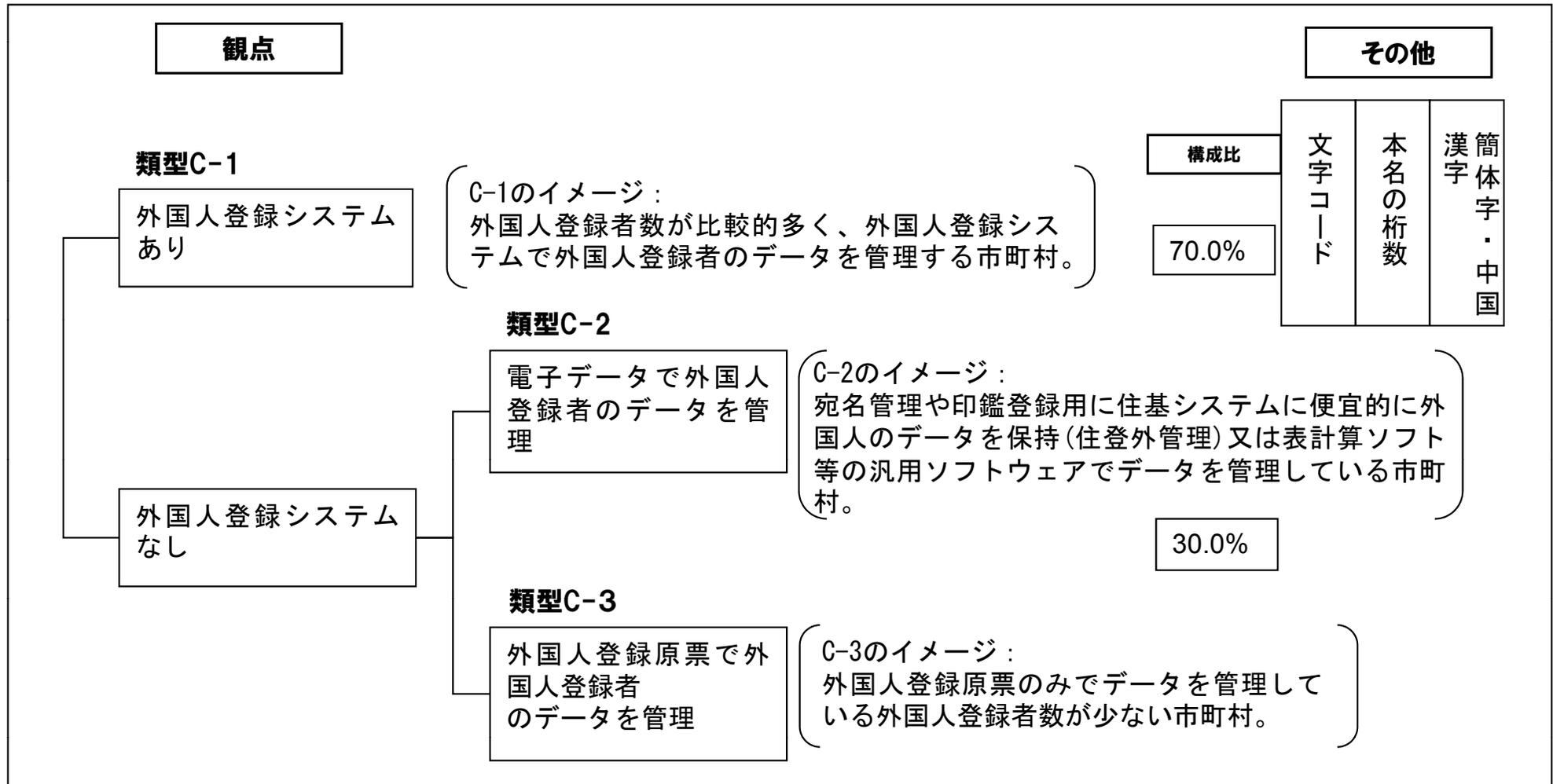
●市町村の住基システム等のシステムの実態は千差万別。  
→システム改修・データ移行の検討に資するよう複数の観点から類型化。

## （１）住基システムの改修に係る類型（P36～）



# 市町村のシステムの実態（2）

## （2）データ移行に係る類型（P49～）



# 市町村における移行スケジュールの検討

## 移行プロセスフロー（P64～）

基準日  
の準備

### (1) 現状の確認

A-1 汎用機系独自開発 (個人レコード)	A-2 汎用機系独自開発 (世帯レコード)	A-3 汎用機系ノンカス タマイズパッケージ	B-1 オープン系 独自開発	B-2 オープン系ノンカス タマイズパッケージ
C-1 外国人登録システムで 外国人登録者のデータを管理	C-2 電子データで 外国人登録者のデータを管理	C-3 外国人登録原票で 外国人登録者のデータを管理		

### 対応方針検討

### (2) 住基システムの改修方法の決定

A-3/B-2 a ノンカスタマイズ パッケージを バージョンアップ	A-1/B-1 b 独自開発の住基 システムを改修 (個人レコード)	A-2 c 独自開発の住基 システムを改修 (世帯レコード)
---------------------------------------------	---------------------------------------------	-----------------------------------------

### (3) 外国人登録者のデータ移行方法の決定

C-1~C-3 d 手作業での入力による データ移行	C-1/C-2 e 移行ツールによる データ移行
----------------------------------	--------------------------------

### (4) 法制度改正に対応した住基システムの改修

### (5) 仮住民票作成に係るデータ移行

### (6) 仮住民票から住民票への移行

### (7) 外国人住民に係る住基ネット対応

基準日

第1号  
施行日

適用日

# 市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様

## ●外国人住民を住民票の対象とすることに伴う既存住基システムの改修に係る標準的な機能と類型ごとの留意点を整理

### (1) 基本要件 (P 70~)

基本となるシステム改修要件の概要を記載。

### (2) 主要機能要件 (P 71~)

異動処理（増処理、減処理及び増減なし処理）、証明発行処理（住民票の写し発行処理及び転出証明書発行処理）、通知、一括処理、関連システム連携処理及び住基ネット連携処理における住基システムの主要機能要件その他必要な検討事項を記載。

### (3) 主要帳票要件 (P 90~)

住基システムの主要帳票要件（住民票の写しや転出証明書の記載項目、住民基本台帳の一部の写しの閲覧などに係る留意点）を記載。

### (4) 主要データ項目要件 (P 94~)

住基システムのデータベースへの格納項目やその設定内容などを記載。

### (5) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件 (P 96~)

法務省の出入国管理システムを通じて行われる予定である法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る想定機能を記載。

## 市町村の実情に応じた移行方法等

### ●新制度へのデータ移行等の方法と類型ごとその他の留意点を整理

#### (1) 基準日における仮住民票作成の際のデータ移行に係る作業 (P 103~)

仮住民票作成の際のデータ移行について、「手作業での入力によるデータ移行」と「移行ツールによるデータ移行」とに場合を分けて記載。

#### (2) 施行日における仮住民票から住民票への移行に係る作業 (P 112~)

仮住民票から住民票への移行作業の内容及びシステム検討事項について記載。

#### (3) 施行日から適用日までに係る作業 (P 116~)

住基ネット・カード適用に係る作業内容及びシステム検討事項について記載。

#### (4) データ移行に係るその他留意事項 (P 119~)

外国人登録システムからの文字コード変換、文字同定等について記載。

## 法制度改正に伴う窓口業務への影響と対応

### ●法制度改正に伴う窓口業務の見直しに関する留意点と関連する調査結果を整理

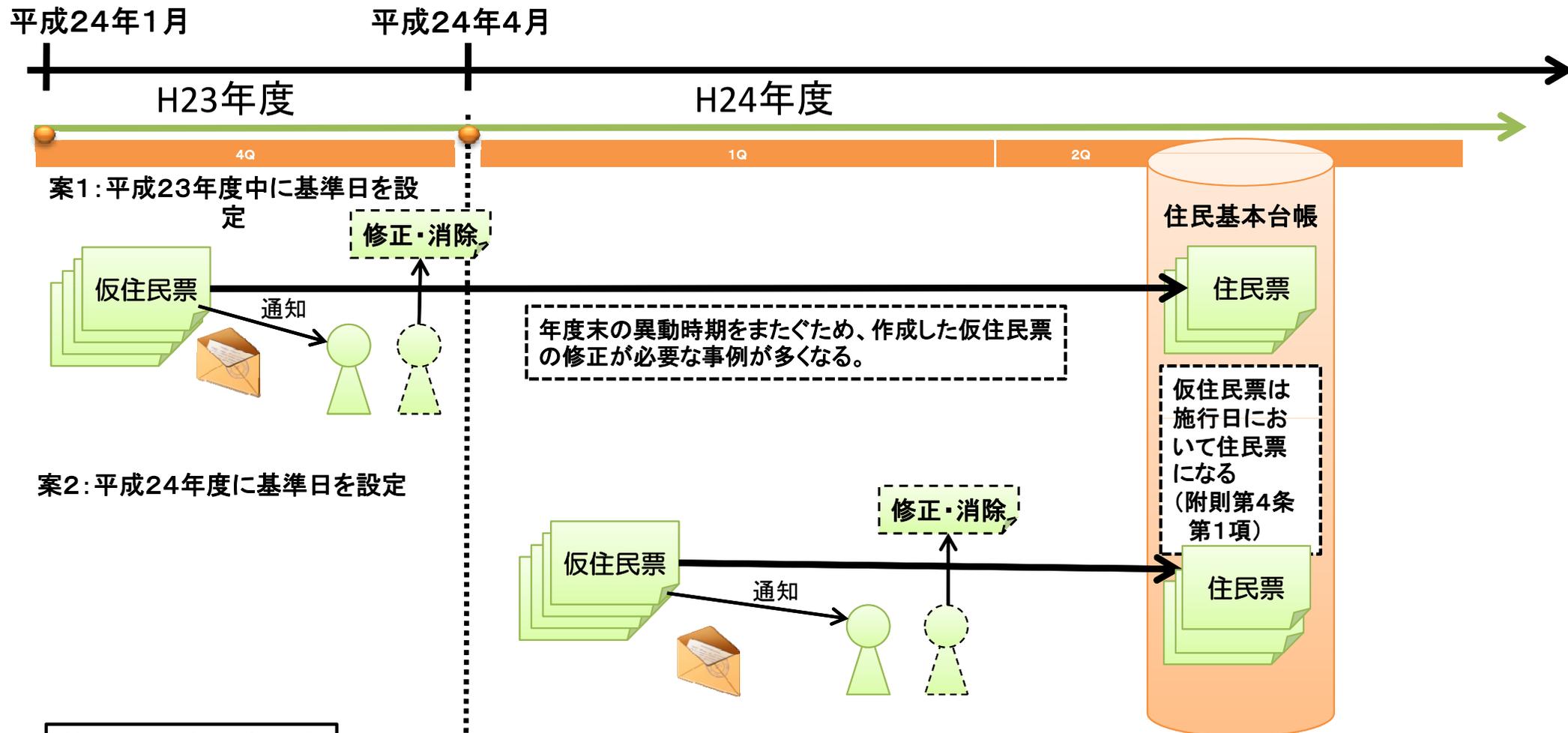
#### (1) 法制度改正に伴う窓口業務の見直し (P 122~)

法制度改正に伴う市町村の窓口業務の見直しに際し、影響を与える事項（本庁の窓口同一化、支所・出張所における窓口業務の実施、各種行政サービスに係る手続きのワンストップ化）に関する対応の方向性について記載。

#### (2) 総合窓口への取組事例の紹介 (P 127~)

ヒアリング調査を通じて把握した総合窓口の取組みについての分析、法制度改正に伴う窓口業務の見直しへの示唆について記載。

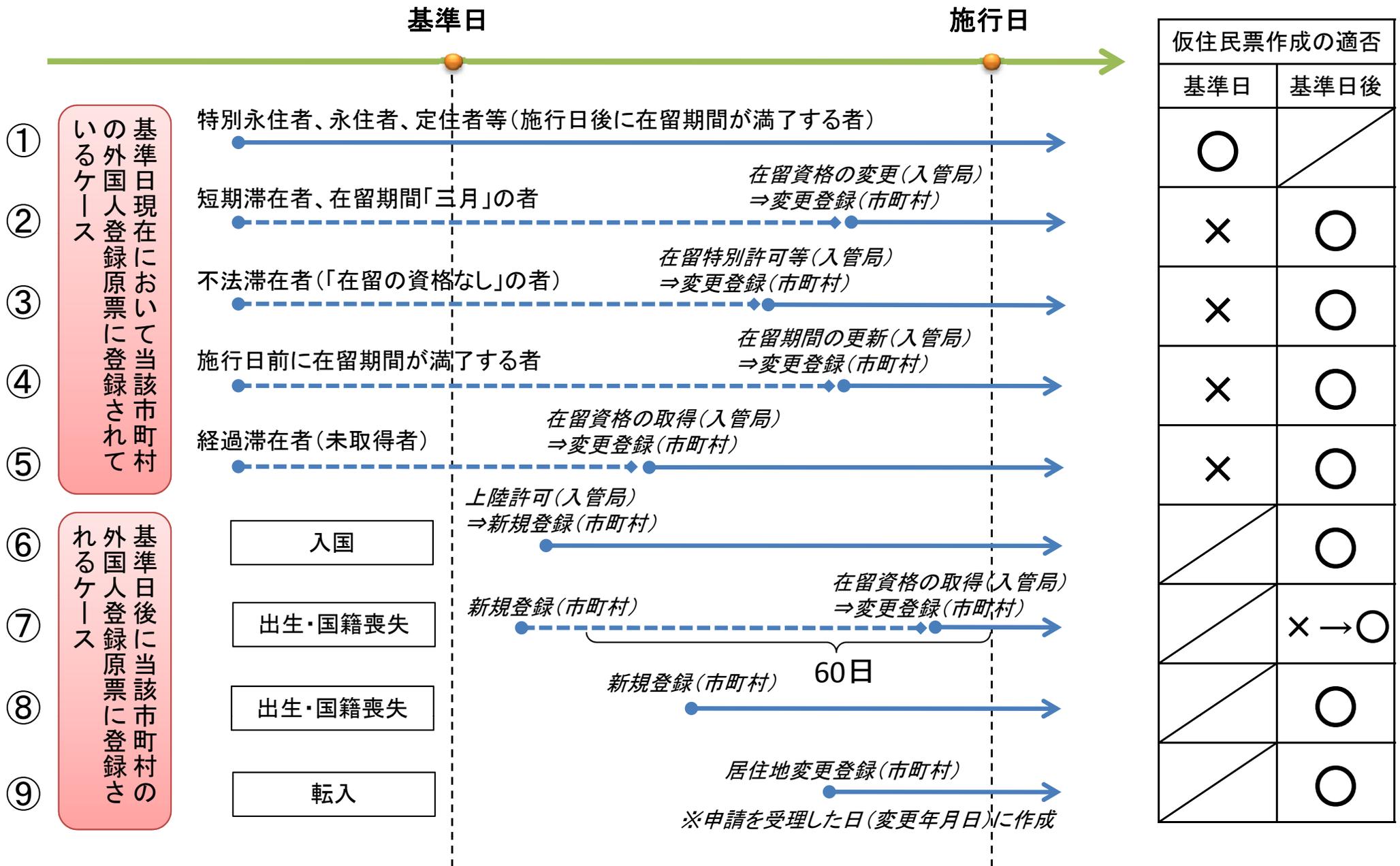
# 基準日の設定に係る考え方（案）について



## 基準日設定の考え方

- 案2の立場で、基準日の具体的な日程を政令で定めることとしてはどうか。なお、以下の点に配慮が必要ではないか。
  - ・ 4月上旬の市町村窓口の繁忙期は避けた方がのぞましいのではないか。
  - ・ 施行日の直前は避けた方がのぞましいのではないか。

# 仮住民票を作成する対象者の基本的な考え方について



仮住民票作成の適否	
基準日	基準日後
○	△
×	○
×	○
×	○
×	○
△	○
△	× → ○
△	○
△	○

※ 仮住民票を作成した者について、死亡、帰化・国籍取得、出国等により、施行日において外国人住民に該当すると見込まれなくなった場合は、当該仮住民票を消除する。

# 仮住民票の作成・修正等の流れ（全体イメージ）

基準日

施行日

現行制度  
における  
正確性向上

仮住民票  
作成準備

仮住民票  
作成  
(基準日)

仮住民票  
作成  
(基準日後)

仮住民票  
記載事項  
の本人通知

仮住民票の  
修正・消除

住民票  
への移行

・ 居住実態がない外国人に係る登録原票について、積極的に入管局へ閉鎖照会を行う。

・ 在留資格の変更等のあとの外国人登録（変更登録）の周知や、変更登録に係る市町村からの報告の徹底など、保有情報のかい離の解消を図る。

・ 在留資格、在留期間等について、正確な情報を入管局から市町村に提供する。

・ 当該市町村の外国人登録原票に登録されてる外国人のうち、施行日において当該市町村の外国人住民であるか見込まれるか否かの判断を行う。

→ 入管局から提供を受けた左記情報も活用する。

・ 複数国籍世帯の記録を確認し、施行後の世帯主は誰になるか、日本人の住民票の世帯情報を修正する必要があるかを確認する。

・ 外国人登録原票に記載されている事項、法務大臣から情報提供を受けた事項、外国保等の各種行政事務に係る事項に基づき、仮住民票を作成する。

・ 仮住民票の作成に関し、左記情報提供を受けていない者に係る在留資格等について、必要に応じて法務大臣に情報提供を求める。

・ 基準日後の入国による新規登録、居住地変更登録等によって、当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれることとなった者について、仮住民票を作成する。

・ 作成した仮住民票を本人に通知する。

→ 通知が宛所不明で返送され、居住実態がないと判断した場合は、当該仮住民票を消除する。

・ 当該通知については、世帯ごとに（1通の封書等で）郵送しても差し支えない。

・ 仮住民票の記載事項に変更があった場合、又は誤りがある場合、当該仮住民票の記載の修正を行う。

→ 外国人登録の変更登録申請を受けた上で、仮住民票を修正する。

・ 死亡、帰化、転出等により、当該市町村の外国人住民と見込まれなくなった場合は、仮住民票の消除を行う。

・ 仮住民票は住民票に移行する。

・ 当該住民票には、「外国人住民となった年月日」に代えて施行日を記載する。

・ 複数国籍世帯の日本人の住民票の世帯情報を修正する。

→ 備考の「事実上の世帯主」も削除する。

・ 施行日において、入管法第61条の8の2に基づいて住民票に移行した者について法務省への通知を行う。

# 住民票の氏名の漢字の取扱いについて（案）

## 住民票の氏名表記に関する一般原則

- 原則として、在留カード等（特別永住者証明書を含む。以下同じ。）の記載に倣う。

※ 参議院・総務委員会（平成21年6月30日）

・磯崎陽輔委員

一番大事なのがやはり氏名の記載についてであります。今言ったように、漢字文化圏である在日中国人あるいは在日韓国・朝鮮人の皆さんの住民票のまず記載の文字でありますけれども、これはアルファベットでやるんでしょうか、それとも漢字で書くことが可能なんんでしょうか。

・久元政府参考人（総務省自治行政局長）

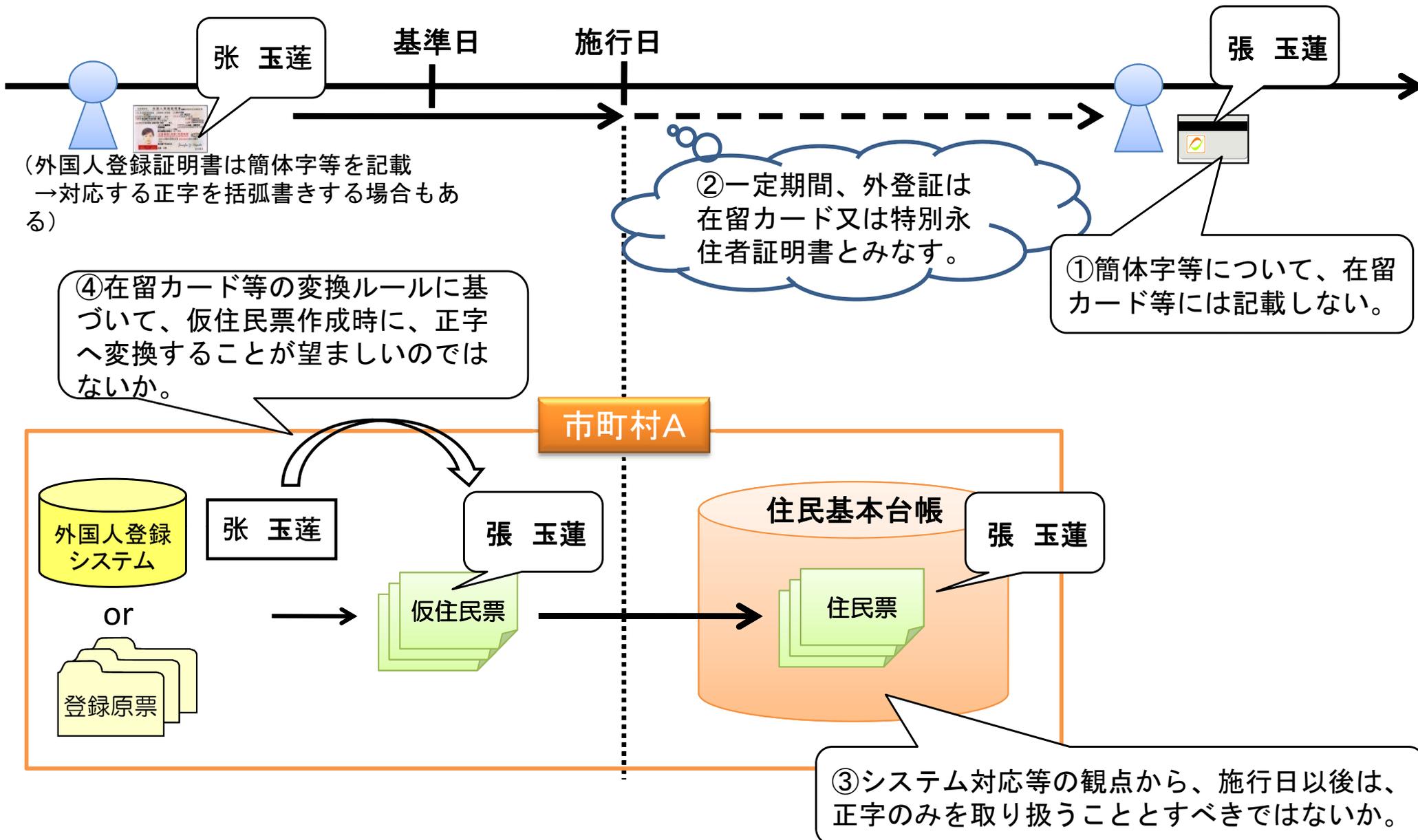
御指摘の住民票における氏名等の表記方法は、基本的に在留カード等の記載に倣うところでありまして、これまで法務省当局と事務的に調整をしている状況では、原則としてアルファベットで表記されることになるというふうに現時点では調整しておりますけれども、今後そこは法務省とよく相談をさせていただきたいと思っております。

## 住民票の氏名の漢字表記に関する基本方針

- 漢字圏の外国人の氏名表記については、在留カード等の記載に倣い、住民票においても、原則としてアルファベットで表記するが、漢字での表記（アルファベットとの併記）を認める。
- 在留カード等の記載に倣い、漢字については、正字で記載する。
- 在留カード等に漢字表記（原則としてアルファベットとの併記）された場合は、いずれも入管法上の氏名として扱うことから、住民票上も、アルファベット表記及び漢字表記のいずれも氏名として取り扱うこととする。

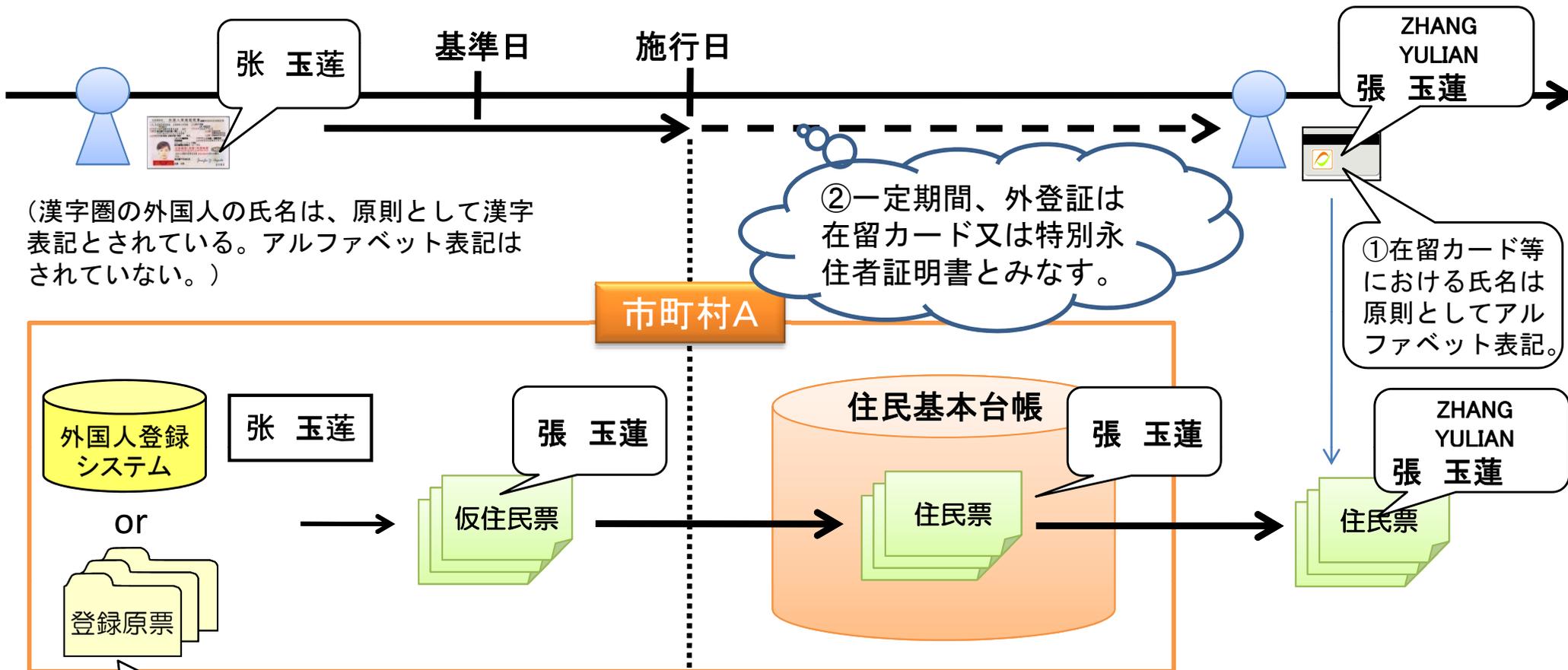
# 仮住民票作成時における簡体字等から正字への変換について

施行時に既に在留している漢字圏の外国人を想定



# 仮住民票作成時におけるアルファベット氏名の表記について

施行時に既に在留している漢字圏の外国人を想定



(漢字圏の外国人の氏名は、原則として漢字表記とされている。アルファベット表記はされていない。)

②一定期間、外登証は在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

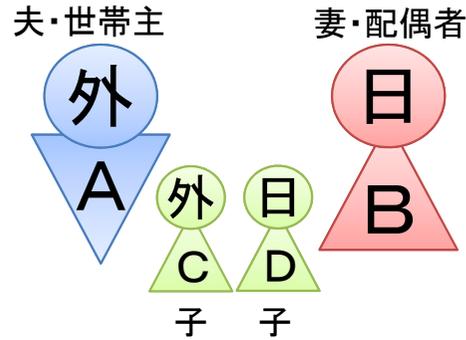
①在留カード等における氏名は原則としてアルファベット表記。

③アルファベット併記名が登録されていれば、当該表記に基づいて、仮住民票のアルファベット氏名の記載を行うこととしてはどうか。

☆ 現行外国人登録において英字圏の外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記でLast、First、Middleの順序で登録することとされている。  
 → 対応 (案)  
 仮住民票作成に当たっては、原票記載のアルファベット表記によることとし、在留カード等への切替えに際してアルファベット表記の記載順が異なった場合には、当該切替えに係る法務省からの通知に基づいて、職権修正することとしてはどうか。

# 複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について①

## <ケース1(世帯主が外国人の場合)>



### 住民票(住基法)

<p><b>B</b></p> <p>(世帯主の氏名) B (世帯主との続柄) 本人</p> <p>(備考) A・・・「事実上の世帯主」 C・・・「子」</p>	<p><b>D</b></p> <p>(世帯主の氏名) B (世帯主との続柄) 子</p> <p>(備考) A・・・「事実上の世帯主」</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

### 外国人登録原票(外登法)

<p><b>A</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人 (世帯構成員) B・・・「妻」(日本) C・・・「子」(外国) D・・・「子」(日本)</p>	<p><b>C</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

※備考として記載しているかどうかは市町村の取扱いによる。

### 仮住民票の作成

<p><b>A</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p>	<p><b>C</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
----------------------------------------------------	---------------------------------------------------

### 住民票の記載の修正

<p><b>B</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p> <p>備考情報の削除</p>	<p><b>D</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p> <p>備考情報の削除</p>
------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

### 住民票になる

<p><b>A</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p>	<p><b>C</b></p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
----------------------------------------------------	---------------------------------------------------

基準日

外国人A・Cの登録原票に記載されている世帯情報に基づいて仮住民票の世帯情報を記載する。

※必要に応じて、仮住民票の通知の際に、住民票の記載の修正がある旨付記するか。

施行日

日本人B・Dの世帯情報を修正し、A～Dの住民票が1つの世帯として編成される。

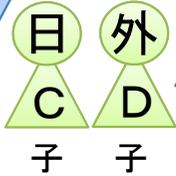
# 複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について②

## <ケース2(世帯主が日本人の場合)>

夫・世帯主



妻・配偶者



### 住民票(住基法)

**A**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 本人  
  
 (備考)  
 B・・・「妻」  
 D・・・「子」

**C**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 子

※備考として記載しているかどうかは市町村の取扱いによる。

### 外国人登録原票(外登法)

**B**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 妻

**D**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 子\*

※ 世帯構成欄は、世帯主の場合にのみ記載されるため、この場合は、Cは外国人登録原票には記載されず、世帯全員を把握するには住民票との場合が必要

\*例えば、婚姻の際に養子縁組をしている場合

### 仮住民票の作成

**B**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 妻

**D**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 子

### 住民票の記載の修正不要

**A**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 本人  
  
*備考情報の削除*

**C**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 子

### 住民票になる

**B**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 妻

**D**  
 (世帯主の氏名) A  
 (世帯主との続柄) 子

基準日

外国人B・Dの登録原票に記載されている世帯情報に基づいて仮住民票の世帯情報を記載する。

施行日

A～Dの住民票が1つの世帯として編成される。(日本人A・Cの世帯情報の修正不要)

# 戸籍法上の届出等により判明した情報を住民基本台帳へ反映することについて

## ○ 連携の趣旨

- ・ 住民の届出義務の軽減
- ・ 住民票の記載内容の正確性の確保

## ○ 住民基本台帳に反映される手続

### I 記載

(例) 出生した者について出生届  
→住所地において、その者に係る住民票を新たに記載

### II 消除

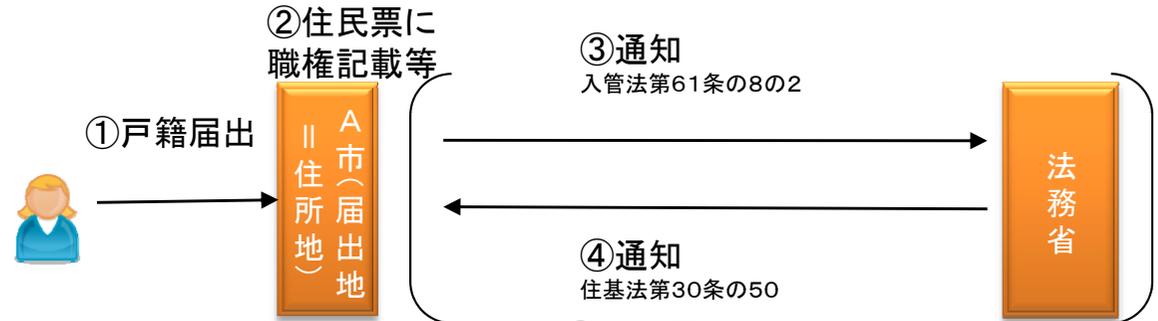
(例) 死亡した者について死亡届  
→住所地において、その者に係る住民票を消除

### III 記載の修正

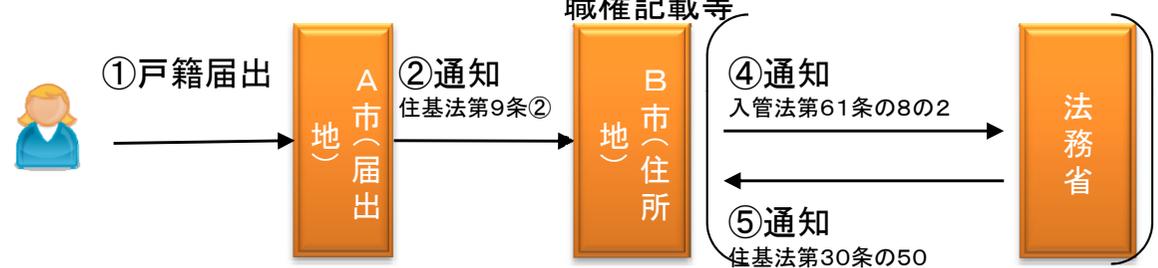
(例) 婚姻した者について婚姻届  
→住所地において、その者に係る住民票の記載事項のうち、続柄を修正(同居人→妻 など)  
(婚姻に伴い新たな市町村へ転入する場合は、別途転出・転入の届出をする必要あり)

## I ~ IIIにおける手続のイメージ

### ○ パターン1 (届出地=住所地)



### ○ パターン2 (届出地≠住所地)



## ○ 戸籍に関する届出等又は住基法第9条第2項通知に基づく住民票の処理について

通知の運用も含め、原則として、日本人と同様の取扱いとしてはどうか。ただし、外国人については、以下の点に留意する必要があるのではないか。

・ 戸籍法上、外国人に適用されない届出がある(入籍届、分籍届、転籍届、就籍届、復氏届、氏名の変更届)。

・ 帰化届・国籍取得届及び国籍喪失届・国籍喪失報告があった場合は、住民票の記載の修正として取り扱う。

・ 住民票に記載等が必要となる戸籍の届出については、氏名による同一人性確認の観点から、①戸籍の届書にカナ氏名又は漢字氏名(日本の正字に限る)に加え、アルファベット氏名の付記をするよう届出人に協力を求めることとする、②届書における漢字氏名(日本の正字に限る)、アルファベット氏名は在留カード、特別永住者証明書等の記載に倣うこととする。住基法第9条第2項通知には届書に付記されたアルファベット氏名を含めることとする。